

労働関係法令遵守状況報告書等運用マニュアル

1 はじめに

丹波篠山市では、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境の確保等を図り、地域経済の健全な発展と市民の福祉の増進に寄与するため、平成30年12月に「丹波篠山市公契約条例（以下「条例」）」を制定しました。

これに伴い、平成31年4月1日以降に入札公告等を行う工事契約、清掃・警備等の委託契約及び指定管理について、労働基準法、最低賃金法などの労働関係法令の遵守状況を確認するための報告書である「労働関係法令遵守状況報告書(規則第1号様式の1～3)」(以下「遵守状況報告書」)の提出をお願いしていますので、条例の趣旨をご理解のうえ、適正な報告をしていただきますようお願いいたします。

なお、遵守状況報告書の提出対象となる案件については、個別の案件ごとに、あらかじめ入札公告や募集要項等にてお知らせします。

2 対象契約等の範囲

遵守状況報告書の提出対象となる契約等（以下「対象契約等」）は、次のとおりです。

- (1) 工事請負契約
 予定価格5千万円以上の工事請負契約
- (2) 業務委託契約
 予定価格1千万円以上で次に掲げる業務委託契約
 - ア 施設等の管理業務委託
 - イ 施設等の清掃業務委託
 - ウ 施設等の警備委託業務
 - エ 料金徴収等事務業務委託
- (3) その他市長等が別に定める請負等契約
- (4) 指定管理处分
 地方自治法第244条の2第3項の規定による公の施設に係る指定管理者の指定

3 遵守状況報告書の提出対象者

遵守状況報告書の提出対象者は、次のとおりです。

- (1) 工事請負契約
 丹波篠山市が発注する対象工事請負契約の受注者及び対象工事請負契約

に係る下請等契約を締結した事業者

(2) 業務委託契約

丹波篠山市が発注する対象業務委託契約の受注者及び対象業務委託契約に係る再委託契約等を締結した事業者

(3) その他市長等が別に定める請負等契約

丹波篠山市が発注する対象業務の受注者及び対象業務委託契約に係る再委託契約等を締結した事業者

(4) 指定管理処分

丹波篠山市から指定を受けた指定管理者及び指定管理者と下請等契約を締結した者

(1)～(3)の下請負者又は再受託者(以下「下請負者等」)は、下請又は再委託の回数に関わらず、すべて遵守状況報告書の提出対象となります。

ただし、(4)の指定管理処分に係る下請負者等については、利用料金制の指定管理協定を締結している指定管理者との委託契約で、その予算額が1千万円以上の清掃、警備等の管理業務に係る下請負者等のみが提出対象となります。

<その他、提出対象者に係る留意事項>

- ① 人材派遣の事業者、従業員のいない、いわゆる一人親方の方についても遵守状況報告書の提出対象となります。
- ② 受注者が共同企業体の場合にあっては、構成員となっている全事業者が提出対象となります。
- ③ 工事請負契約において、遵守状況報告書を提出する義務がある事業者は、建設業法上の「元請負人」及び「下請負人」に該当する者に限りません。

4 遵守状況報告書の対象となる労働者の範囲

遵守状況報告書の対象となる労働者は、「正社員、パート、アルバイト、日雇労働者等、職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる労働者(労働基準法第9条に規定する労働者)」です。

また、受注者に雇用される者だけでなく、下請負契約を締結した事業者に雇用される者や、再委託契約を締結した事業者に雇用される者を含みます。

ただし、遵守状況報告書中「1 労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目」の⑬(労働関係法令の遵守状況の文書又は掲示での周知)について

は、「対象公契約に係る業務に主として従事している労働者」のみを対象としており、対象公契約に係る業務に従事していない労働者や一般事務員は周知対象に含まれません。

5 遵守状況報告書の提出手続

- (1) 受注者又は指定管理協定締結者は、対象となる公契約等の締結後2か月以内に、丹波篠山市に遵守状況報告書を提出する必要があります。

工事請負契約については、受注者は施工体系図の写しも併せて提出いただく必要があります。

提出後に新たに下請契約を締結した場合、新たな下請負者の遵守状況報告書とともに当該下請負者を追加した施工体系図の写しも提出してください。

- (2) 下請負者等は、下請の回数に関わらず、対象となる公契約等の締結後1か月以内に、受注者に遵守状況報告書を提出する必要があります。

ただし、指定管理者と下請負契約をする下請負者等については、利用料金制の指定管理協定を締結している指定管理者との委託契約で、その予算額が1千万円以上の清掃、警備等の管理業務に係る下請負者等に限ります。

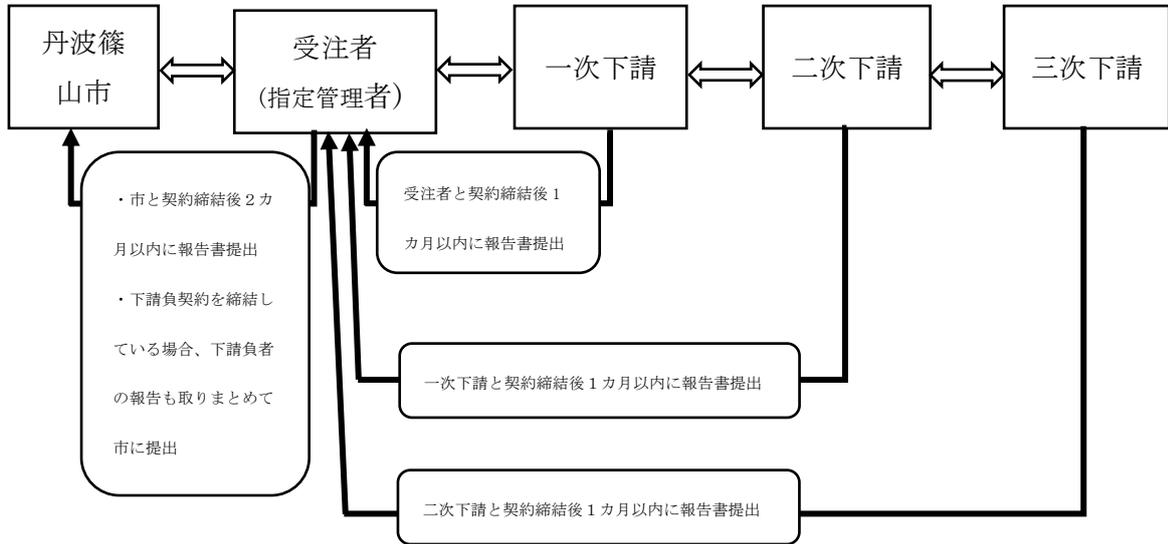
- (3) 受注者又は指定管理協定締結者は、下請負者等から提出された遵守状況報告書を取りまとめ、丹波篠山市に提出する必要があります。受注者が共同企業体の場合は、代表者が他の構成員の遵守状況報告書を取りまとめてください。

受注者又は指定管理協定締結者は、対象公契約締結から2か月以内に、受注者自身の遵守状況報告書と下請負者等の遵守状況報告書を併せて丹波篠山市に提出してください。それ以降に、新たな下請契約を締結した等により下請負者等から遵守状況報告書の提出があった場合は、その都度、丹波篠山市に提出してください。

なお、下請負者等から提出された遵守状況報告書に記入漏れ等の書類不備がある場合、受注者を介して修正を依頼しますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

記載内容に関することについては、原則として、丹波篠山市から下請負者に直接説明等を求めますが、必要に応じて受注者にも説明等を求める場合があります。

＜遵守状況報告書提出に係る事務の流れ＞
 (対象公契約又は基本協定の締結後2か月以内)



6 遵守状況報告書記載事項変更届の提出手続

- (1) 遵守状況報告書に定める記載事項のうち、契約期間中（受注者又は指定管理協定締結者にあつては対象公契約期間又は指定期間、下請負者等にあつては下請負契約等の契約期間）に、遵守状況報告書の「1 労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目」①～⑪又は「3 労働環境改善予定」の「「いいえ」とした理由」に変更があつた場合、その旨を遵守状況報告書記載事項変更届（規則 第2号様式の1～2）により、受注者（指定管理者を含む）にあつては丹波篠山市に、下請負者等にあつては受注者に、遅滞なく届け出る必要があります。
- (2) 上記5（3）の場合と同じく、受注者は、下請負者等から提出された変更届をとりまとめ、丹波篠山市に提出してください。

7 措置結果報告書の提出手続等

- (1) 遵守状況報告書に定める記載事項のうち、法令上の義務があるにもかかわらず、「1 労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目」の「いいえ」の欄に「○」を記入している場合、労働関係法令に違反している状態となりますので、対象公契約等締結後6か月以内に違反状態を解消するための必要な措置を講じ、その内容を記載した措置結果報告書（規則 第3号様式の1～2）を丹波篠山市に提出する必要があります。必

要があると認めるときは、関係機関に通報することがあります。

なお、下請負者等が措置結果報告書を提出する場合、遵守状況報告書等の提出の場合と異なり、受注者を介さずに、直接丹波篠山市に提出してください。下請負者等の措置結果報告書の記載事項に関する説明等を求めるに当たり、必要に応じて、受注者にも御協力を求める場合があります。

- (2) 措置結果報告書に記載されている措置内容では、違反状態が解消されていると認められない場合は、再度、措置結果報告書の提出を求めることがあります。
- (3) 契約等締結後6か月以内に措置結果報告書の提出を行うことが困難な場合は、困難な理由及び必要な措置を講じることが可能な期間を遵守状況報告書に記載してください。理由及びその期間が適当と認める場合は、その旨通知します。

理由又は期間が不適當であると認める場合は、その旨通知します。その際は、原則どおり、契約締結後6か月以内に措置結果報告書を提出する必要があります。

なお、6か月以内に措置結果報告書を提出することが困難な場合は、遵守状況報告書にその旨を記載する前に、事前に丹波篠山市に御相談下さい。

- (4) 上記6の変更の結果、労働関係法令が遵守できていない状況となった場合は、変更が発生した日から6か月以内に措置結果報告書を提出してください。

8 下請負者等及び労働者への対象公契約であることの明示

- (1) 受注者、指定管理協定締結者及び下請負者等は、下請負契約又は再委託契約を締結する際に、遵守状況報告書の提出が必要な対象公契約であることを下請負者等に対して文書（規則 第5号様式の1～2）により知らせる必要があります。
- (2) 受注者、指定管理協定締結者及び下請負者等は、当該対象公契約に従事する労働者※に対して、その従事する業務が対象公契約であること及び労働関係法令遵守状況報告書に記載した労働関係法令の遵守状況を当該労働者にとって見やすい場所に掲示（規則 第6号様式の1～2）する、又は文書を配布するなどの分かりやすい方法で知らせる必要があります。

また、措置結果報告書を丹波篠山市に提出する必要がある場合も、措置した内容及び当該措置を講じた年月について、当該労働者に知らせる

必要があります。

周知対象となる労働者については、上記「4 遵守状況報告書の対象となる労働者の範囲」をご確認ください。

9 遵守状況報告書及び措置結果報告書に係る証拠資料の提出、説明の要求

遵守状況報告書及び措置結果報告書の提出に際して、原則として証拠となる資料の提出は求めませんが、労働者から報告書の内容が虚偽である旨の通報があった場合等、特に必要があると認めるときは、証拠となる資料の提出等を求めることがあります。

また、通報の内容によっては、事業所等に直接訪問し、実地にて説明を求めることがあります。

丹波篠山市からの証拠資料の提出や説明の求めに応じていただけない場合、氏名等の公表、入札への参加停止等の措置をとることがあります。

10 氏名等の公表

受注者、指定管理協定締結者又は下請負者等が、以下に掲げる公表の要件に該当した場合は、原則として氏名等を一定期間公表（要綱 第4号様式）します。ただし、公表に先立ち、弁明又は有利な証拠の提出の機会を付与することとし、弁明等の結果、公表することが適当でないと認めた場合は公表しません。

(1) 公表の要件

ア 遵守状況報告書を提出しなかった、又は虚偽の遵守状況報告書を提出したとき。

イ 措置結果報告書を提出しなかった、又は虚偽の措置結果報告書を提出したとき。

ウ 遵守状況報告書の労働関係法令に関する事項に変更があったにもかかわらず、届出を行わなかった、又は虚偽の届出をしたとき。

エ 説明又は証拠資料の提出を求めたにもかかわらず、その要求を拒んだ、又は虚偽の説明等を行ったとき。

オ 受注者が遵守状況報告書の取りまとめを怠って、丹波篠山市に下請負者等の遵守状況報告書の提出を行わなかったとき。

(2) 公表の内容

ア 公表の対象となる事実の具体的内容

イ 氏名及び住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びにその代表者の氏名）なお、事業者が共同企業体の場合、構成員となっている事業者のうち(1)の要件に該当した事業者の氏名及び住所（法人に

あつては、主たる事務所の所在地及び名称並びにその代表者名の氏名)を公表します。

ウ 対象となる公契約の名称及び契約期間

エ 公表する理由

オ その他市長等が必要と認める事項

(3) 公表の期間

適正な措置がなされたことを丹波篠山市において確認するまで公表します。ただし、公表の理由が「虚偽の報告若しくは説明等があった」又は「説明等の要求を拒否した」の場合、公表期間中に適切な報告又は説明等がなされた場合であっても、公表した日から3か月間は公表します。

(4) 公表の方法

丹波篠山市のホームページで公表します。

(5) 入札参加停止について

氏名等を公表した場合には、「丹波篠山市入札参加者指名停止」に基づいて、入札参加停止措置を講じます。入札参加停止期間は、公表が終了するまでの期間となります。

11 公表中の事業者との契約等

(1) 受注者、指定管理協定締結者及び下請負者等は、公表中の事業者と下請負契約又は再委託契約を締結しないようにしてください。

(2) 受注者、指定管理協定締結者及び下請負者等は、下請負契約又は再委託契約を締結しようとするときは、下請負者等に対し、公表中の事業者と契約しないよう周知してください。

その他、例えば、受注者から見た二次下請負者が公表中の事業者であり、かつ、丹波篠山市が公表中の事業者との契約を締結しないよう指導しているにもかかわらず、繰り返し丹波篠山市の公契約に係る下請負契約等を新たに締結しているようなことが判明した場合、受注者及び一次下請負者に対して、入札参加停止措置を講じる場合があります。

(3) 公表中の事業者の下で働く労働者の適正な労働環境を確保するため、特に必要があると認めるときは、丹波篠山市から関係機関に対し、公表中の事業者へ必要な措置を講じるよう求めます。

12 様式

以下の様式は、丹波篠山市行政経営部管財契約課のホームページにてダウンロードすることができます。

- 第1号様式の1 労働関係法令遵守状況報告書（工事請負契約）
- 第1号様式の2 労働関係法令遵守状況報告書（業務委託契約）
- 第1号様式の3 労働関係法令遵守状況報告書（指定管理）
- 第2号様式の1 労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届（工事請負契約・業務委託契約）
- 第2号様式の2 労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届（指定管理）
- 第3号様式の1 措置結果報告書（工事請負契約・業務委託契約）
- 第3号様式の2 措置結果報告書（指定管理）
- 第4号様式 労働関係法令の遵守が確認できなかった事業者等の公表について
- 第5号様式の1 対象受注者等から下請負者等への明示用文書（工事請負契約・業務委託契約）
- 第5号様式の2 対象受注者等から下請負者等への明示用文書（指定管理）
- 第6号様式の1 対象受注者等から対象労働者への明示用文書（工事請負契約・業務委託契約）
- 第6号様式の2 対象受注者等から対象労働者への明示用文書（指定管理）

13 労働者等からの相談・通報窓口の設置

「提出している遵守状況報告書に記載されている内容が実態と異なる。」など、公契約に係る労働関係法令の遵守状況に関する労働者等からの相談・通報を受け付ける窓口を丹波篠山市行政経営部管財契約課に設置します。

【相談・通報窓口】

丹波篠山市行政経営部管財契約課（TEL：079-552-5197）

14 提出・問合せ先

〒669-2397

丹波篠山市北新町41番地 丹波篠山市行政経営部管財契約課

TEL：079-552-5197

FAX：079-552-5665

その他、丹波篠山市公条例をはじめとする丹波篠山市の契約に関する情報については、丹波篠山市行政経営部管財契約課のホームページを御覧ください。